

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業実施方針（素案）」に係る意見

所在地	仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5 階		
団体名	宮城県生活協同組合連合会	電話番号	022-276-5162

※上記の項目は必ず記載してください。記載がない場合は、その意見について考慮することができません。

【意見内容】

目次番号 〈例〉 1.1.4 4)	該当箇所	内容
なし	「みやぎ型管理運営方式」（＝コンセッション方式）の導入について	<p>コンセッション方式の導入で民間事業者を入れる目的として、「民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法」が期待されています。そのメリットについて、より具体的な内容が示されることを要望します。</p> <p>「業務委託」は、すでに多くの自治体で進み、水道料金の検針業務をはじめ管路耐震化の工事など個々の業務が発注されています。民間への業務委託により、自治体の職員数は減少しています。業務委託からコンセッション方式にしていくことによる業務の効率化について検証されていくことが必要と考えます。</p> <p>事業者に対しての発注・管理監督業務だけでなく、県民サービスを円滑にし、県民サービスの向上・維持をはかる業務については、別途県において担保される必要があると考えます。水道局がすぐに対応できたサービスを、民間事業者に任せただけの結果、日数・費用が増えるなどの県民サービスが悪化しないよう求めます。</p> <p>10 数年間、全国の水道職員の新規採用は少なく、30～45%もの職員数が減少しています。全国の水道で「技術継承が困難」な状況が懸念されています。公共サービスとして利用者の立場にたった水道技術の継承について担保されることを要望します。</p> <p>長期契約期間中の災害時等の緊急的な対応について、県としての対応を求めます。いざという時の責任の所在はどこか、契約が多岐にわたり調整困難となることも想定されます。結果的に、税金を投入せざるを得なくなることも想定されます。自治体が普段から維持管理していれば、「すぐに対応する」ことも可能です。日ごころからの耐震化について「性能発注しているから安心」というわけではありません。</p>

		<p>「契約通り実施されない」事例が海外で発生していることにも留意すべきことです。平時の対応が可能でも有事の際の対応が遅れるのではないかと懸念されます。</p> <p>以上のことをはじめ、県民利用者の立場からみると多くの懸念があることから、「みやぎ型管理運営方式」(＝コンセッション方式)の導入については、県民に対し十分な説明を行い理解が得られた時点で検討を開始することを求めます。</p>
なし	「宮城県上工下水一体官民連携運営事業実施方針(素案)」の策定に関して	<p>2016年3月策定の「宮城県水道ビジョン」には、基本理念として、「様々な課題を乗り越え、水道事業経営の持続性を確保するためには、各水道事業者における経営努力はもとより、水道利用者との情報共有や今後の水道の在り方についての意思疎通、他の水道事業者等との連携は不可欠であり、関係者が一つの理念を共有し、それぞれの役割を果たしつつ、信頼関係を構築していくことが必要です」と記されています。そして、取組方針には、実際に水道用水供給事業を運営している企業局との連携を必要としています。</p> <p>しかし、県は「宮城県上工下水一体官民連携運営事業実施方針(素案)」の策定までにおいて、水道利用者との情報共有や県民に対しての説明を十分行っているとは言えません。「水道」という最も基本的な生活のインフラについて、水道利用者である県民一人ひとりが宮城県の水道事業の現状と課題を理解し、メリット、デメリットも含めた是非をめぐり議論が行えるよう、十分に時間をかけ丁寧に説明してから、「宮城県上工下水一体官民連携運営事業実施方針(素案)」の策定を行うことを求めます。</p>
1.1.3	事業の背景・目的に関する説明内容について	<p>日本の水道普及率は98%を超え、豊かな水源と高い技術力によって、世界有数の「飲める水道水」を誇っています。自治体が責任をもって水道を運営することで、日本国憲法第25条の生存権のひとつである「公衆衛生」＝「生命の源である水」を県民に保障する必要があります。</p> <p>しかし、背景・目的の文章からは、県民のための生活の基本となる水を安定的に供給することが一義的な目的のはずが、宮城県の厳しい水道事業経営を改善することが最大の目的であるとも読みとれます。</p> <p>県民のための「生命の源である水」を安定的に供給することが大前提であることを記載してください。</p>

1. 1. 4—1)、2)	3 事業一体での全体最適を目指した 長期的視点での事業運営・性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直しの内容について	<p>1) において、運営権者が、公共サービスの安定性・信頼性を担保するとありますが、対象者は県民であるべきと考えますことから、「県民に対し」と追記してください。</p> <p>2) において、運営権者が、適切に施設運営を行う、質の向上と効率化を達成するとあります。</p> <p>県が定めた要求水準を満たしているのか、質の向上と効率化が達成できているかについて検証し、県民に対して公表できるように、具体的な検証方法についての項目を別途つくり記載してください。</p>
1. 1. 4—3)	責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行	<p>運営権者が、県民に対して行う情報公開、説明責任に関して、どのような方法で行うのかについて、具体的に追記していただくよう求めます。</p>
1. 1. 6—2)	公共施設等運営権実施契約	<p>実施契約については、運営権単位ごとではなく、本事業全体について 20 年間という長期間、一つの実施契約書を締結することとなっています。</p> <p>その間、外部との競争がない状態の中で、料金が高騰しないか、契約内容は履行されるのか、市民サービスレベルの維持は可能かなどが懸念されることから、契約書の内容について、議会及び県民に情報開示できるようにし、情報の公表に関する項目を追加してください。</p>
1. 1. 8	本事業の業務内容	<p>県が行ってきた業務ごとに入札する従来の方法と違い、水道事業のコンセッションとして一括した事業となり、長期にわたります。</p> <p>別途作成される要求水準書（案）および実施契約書（案）について、議会及び県民への情報提供、情報開示するとともに、実施にあたっては、要求水準を満たしているか、達成できているかについて検証し、県民に対して公表できるように、具体的な検証方法について定めてください。</p> <p>浜松市の下水道コンセッション契約では、「企業の利益に反する」とされれば情報公開する必要がありません。長期間競争がない状態の中で、ブラックボックス化し、料金が高騰しないか、契約内容は履行されるのか、市民サービスレベルの維持は可能かなど、懸念されています。</p> <p>情報の公開と検証について、特段に配慮いただくことを求めます。</p>